

第4回 臨時会 5/10

◆専決処分第1号及び第2号の承認

国の「平成31年度税制改正の大綱」に基づき、地方税法等の関係法令の改正がなされ、平成31年4月1日から施行されることに伴い、改正を必要とする「下川町税条例等の一部を改正する条例」及び「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、平成31年3月29日をもって専決処分としたもの。

税条例では、「個人住民税の非課税措置の拡大」「ふるさと納税制度の見直し」「住宅ローン控除の拡充」「自動車車体課税見直しに伴う軽自動車税の環境性能割の軽減、種別割のグリーン化特例の見直し」などに

ついて定め、国民健康保険税条例では、基礎課税額の課税限度額の引き上げ及び低所得者に対する保険税の軽減措置について拡充を図るものである。



令和元年第4回臨時会に提出された議案と結果(5月10日)

件名	結果
○ 専決処分(第1号)の承認を求めることについて(下川町税条例等の一部を改正する条例)	承認
○ 専決処分(第2号)の承認を求めることについて(下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	承認
○ 下川町監査委員の選任(高橋 水哉 氏(錦町))	同意
○ 下川町監査委員の選任(宮澤 清士 氏(上名寄))	同意

令和元年度 議会運営活動方針

- ① 議員の資質向上
 - ・ 議会本来の使命と議員の職責を深く自覚し、日常における議員活動の推進と自己研鑽に努めます。
 - ・ 議会は、町民の代表者として団体意思を決定する重要な機関であるとの認識に立ち、常に町民との対話を重ね、その使命の実現に努めます。
- ② 政策形成機能、チェック機能の充実強化
 - ・ 各種研修会等に参加し、広い視野を身につけ、地方行政の振興発展に努めます。
 - ・ 積極的な課題提起、政策提言等を行うための調査研究、全員協議会等での課題の共有、論点整理、議員間の対話の充実を図ります。
- ③ 町民に開かれた議会の推進
 - ・ 町民に開かれた議会とするため調査研究を深めます。
 - ・ 開かれた議会運営と町民への説明責任を果たすため、議会が保有する情報及び議事録等の公開を推進します。
 - ・ 町民からの要望、提言等の意見を幅広く聴取し、議会運営等に反映させるため「下川町議会モニター制度」の充実を図ります。
- ④ ICTの活用
 - ・ 議会活動の質を向上するためにICTの活用を推進します。
 - ・ 定例会や臨時会のインターネット配信の充実を図ります。

※ICT(情報通信技術)の略で、人とインターネット、人と人が繋がる技術のことを指す。